



第6章
景観づくりに
関わる資源の
指定方針や
整備に関する
事項

第6章 景観づくりに関わる資源の指定方針や 整備に関する事項

景観形成基準・届出対象行為による景観の誘導に加えて、景観重要建造物の指定の方針設定など景観法に基づいた取組を推進し、千歳市の良好な景観づくりを図ります。

1. 景観重要建造物の指定の方針
2. 景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

千歳市の景観形成を図るために重要な役割を果たしている建造物や樹木を、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定するための方針は、以下のとおりとします。

なお、指定にあたっては、所有者の合意を得られ、景観審議会の意見を聴いたうえで指定します。

景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成に重要な建造物（一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則^{*}で定められている基準に基づいて指定します。

景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令^{*}で定められている基準に基づいて指定します。

^{*}景観法施行規則、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

※景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第6条法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第8条第1項の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第11条第2項の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があったときは、その変更後のもの）に従って公衆によって望見されるものであること。

(景観重要樹木の指定の基準)

第11条法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

(景観重要樹木の指定の基準)

第1条景観法第28条第1項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

(2) 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。